

令和6年第2回定例会9月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 6 8 号 明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 9 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 0 号 令和 6 年度明石市一般会計補正予算（第 3 号）
- 〃 第 7 1 号 山手環状線（大窪－東工区）道路新設工事請負契約のこと
- 〃 第 7 2 号 山手環状線（大窪－西工区）道路新設工事請負契約のこと
- 〃 第 7 3 号 令和 5 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 1 1 件
- 〃 第 8 4 号 令和 5 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 1 1 件
- 〃 第 8 5 号 令和 5 年度明石市水道事業会計決算
- 〃 第 8 6 号 令和 5 年度明石市下水道事業会計決算及び利益の処分のこと
- 報告第 9 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 0 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 1 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 2 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 4 号 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告のこと
- 〃 第 1 5 号 明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと
- 〃 第 1 6 号 公益財団法人こども財団の経営状況報告のこと
- 〃 第 1 7 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和 5 年度決算）報告のこと
- 〃 第 1 8 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する評価結果報告のこと

1 要 旨

大規模災害が発生した場合に備え、申請によらずに市税の減免を行えるよう規定を整備するほか、令和6年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴う所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 職権による減免に係る規定の新設

個人市民税及び固定資産税について、市内において大規模災害が発生した場合に、申請によらない減免を可能とする。

(2) わがまち特例*に係る規定の新設

次の固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例割合を定める（割合は、地方税法が定める基準値と同一）。

固定資産	特例割合
令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得した特定バイオマス発電設備（木竹に由来するバイオマス等を利用する発電設備であって、一定の要件を満たすもの）	7分の6
令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に整備した滞在快適性等向上施設等（市の公共施設整備等と一体的に整備される、居心地が良く歩きたくなる空間の形成に資する広場、店舗等）の用に供する固定資産	2分の1

* 地方税法の定める範囲内で、自治体が課税標準等の特例割合を条例で決定できる制度

(3) その他地方税法の改正に伴う所要の整備

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

マイナンバーカードと健康保険証の一体化による被保険者証の廃止に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 被保険者証の返還の求めに応じない場合に係る罰則（10万円以下の過料）の削除

(2) 国民健康保険法の条項移動に伴う規定の整備

（現行）国民健康保険法第9条第9項

（改正）国民健康保険法第9条第5項

3 施行期日

令和6年12月2日

今回の補正は、歳出で、高齢者インフルエンザ予防接種の無料化のための経費や財政基金積立金等の追加を行うとともに、歳入では、前年度繰越金等を追加するもの。

また、併せて、破碎選別施設包括管理事業等に係る債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 478,412 千円 補正後 130,782,936 千円 〕

歳 入

国庫支出金	1,974 千円	民生費国庫補助金	1,050 千円
		教育費国庫補助金	924 千円
県支出金	924 千円	教育費県補助金	924 千円
財産収入	5,000 千円	基金運用収入	5,000 千円
繰越金	470,514 千円	前年度繰越金	470,514 千円

歳 出

物件費等	105,412 千円	法定予防接種事業費	100,000 千円
		(高齢者インフルエンザ予防接種の無料化)	
		放課後児童健全育成事業費	2,772 千円
		(朝霧小学校児童クラブ棟の整備)	
		生活保護管理事業費	2,640 千円
		(法改正に伴う生活保護システムの改修)	
積立金	373,000 千円	財政基金積立金	373,000 千円
		(令和 5 年度決算実質収支額の 1/2 の積立て等)	

債務負担行為（追加分）

事 項	限度額（千円）	期間（年度）
ガバメントクラウド接続回線敷設等業務委託	26,900	R7
破碎選別施設包括管理事業	1,757,000	R7～R12
選挙管理標準準拠システム構築業務委託	32,803	R7

議案第 7 1 号

山手環状線（大窪－東工区）道路新設工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
道路新設工事	道路新設工事一式	延長 340メートル 幅員 16メートル

2 請負金額 金 207,474,300円

3 相手方 明石市大久保町大窪826番地の1
カワイハウジング株式会社
代表取締役 河合秀信

4 支払条件 令和6年度 金 85,800,000円以内
令和7年度 金 25,300,000円以内
令和8年度 残 額

(参考)

工事期限 令和9年3月10日

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
道路新設工事	道路新設工事一式	延長 370メートル 幅員 16メートル

2 請負金額 金 199,861,200円

3 相手方 明石市大久保町八木739番地の10

株式会社金田土木

代表取締役 金 田 孝 行

4 支払条件 令和6年度 金 83,600,000円以内

令和7年度 金 25,300,000円以内

令和8年度 残 額

(参考)

工事期限 令和9年3月10日

議案第 7 3 号
 議案第 8 6 号

令和 5 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営
 企業会計決算等

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項及び地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に
 より、令和 5 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計決算に
 つき、監査委員の意見を付し、議会の認定等を求めるもの。

令和 5 年度 一般会計・特別会計決算額

(単位:千円)

会 計 区 分		A	B	C = A - B	D	E = C - D
		歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	繰越財源	実質収支額
一 般 会 計		129,523,764	128,521,372	1,002,392	266,867	735,525
特 別 会 計	葬 祭 事 業	490,565	490,565	0	0	0
	国 民 健 康 保 険 事 業	28,706,764	28,678,702	28,062	0	28,062
	財 産 区	6,592,644	109,025	6,483,619	0	6,483,619
	公 共 用 地 取 得 事 業	845,301	845,301	0	0	0
	石ヶ谷墓園整備事業	391,671	60,340	331,331	0	331,331
	地 方 卸 売 市 場 事 業	49,781	49,781	0	0	0
	介 護 保 険 事 業	25,103,023	24,983,474	119,549	0	119,549
	土 地 区 画 整 理 事 業 清 算 金	867	2,922	△2,055	0	△2,055
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	4,626,394	4,514,006	112,388	0	112,388
	病 院 事 業 債 管 理	1,098,896	1,098,896	0	0	0
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	34,515	23,578	10,937	0	10,937
	小 計	67,940,420	60,856,590	7,083,830	0	7,083,830
	合 計	197,464,184	189,377,963	8,086,221	266,867	7,819,354

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和 5 年度 企業会計決算額

(単位:千円)

会 計 区 分		A	B	C = A - B	当年度純利益 又は 当年度純損失	当年度未処分 利益剰余金又は 当年度未処理 欠損金
		収 入	支 出	差 引		
水 道 事 業	収益的収支	6,422,604	5,818,100	604,504	415,736	1,201,845
	資本的収支	1,466,652	2,848,628	△1,381,976		
下 水 道 事 業	収益的収支	8,723,235	7,737,037	986,198	944,623	1,717,791
	資本的収支	1,058,544	4,364,930	△3,306,386		
合 計	収益的収支	15,145,839	13,555,137	1,590,702	1,360,358	2,919,636
	資本的収支	2,525,196	7,213,558	△4,688,362		

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

報告第9号
く
報告第10号

訴えの提起専決処分につき報告のこと

1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めらるもの。

2 訴えの相手方等

報告番号	相手方	明渡し住宅	滞納家賃（円）	専決処分日
第9号	明石市在住の個人	市営東二見宮北住宅の一室	205,400	令和6年8月7日
第10号	明石市在住の個人	市営大見住宅の一室	87,700	令和6年8月7日

報告第11号
〈
報告第13号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第11号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年7月5日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 82,500円 (2) 相手方 藤和明石公園ハイタウン管理組合 (3) 事故の内容 令和6年5月30日明石市茶園場町3番2号のマンション敷地内において、都市局都市整備室緑化公園課の職員が運転する本市所有のごみ収集車が方向転換しようとした際、相手方所有のバリカーに接触し、損害を与えたもの。
第12号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年8月2日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 1,210,000円 (2) 相手方 オーズタウンサウススクエア管理組合 (3) 事故の内容 令和5年8月1日明石市大久保町ゆりのき通2丁目3番地の5のマンション敷地内ごみ置き場前において、市民生活局環境室収集事業課の職員が可燃ごみを収集しようとした際、クラッチ操作の誤りにより後退した本市所有のごみ収集車が相手方所有のごみ貯留装置に接触し、損害を与えたもの。

報告番号	要 旨	内 容
第 1 3 号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年8月23日専決処分したので、報告するもの。	<p>(1) 損害賠償額 金 924,496円 (人身損害に係るもののみ)</p> <p>(2) 相手方 運転者 明石市在住の個人 同乗者 明石市在住の個人 (法定代理人 明石市在住の親権者である父母)</p> <p>(3) 事故の内容 令和6年3月6日明石市大久保町大久保町862番10地先において、都市局都市整備室緑化公園課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が、前方を走行中に急停止した相手方軽乗用車に接触し、損害を与るとともに、相手方を負傷させたもの。</p>

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率の名称	令和5年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	4.3	25.0	35.0
将来負担比率	21.5	350.0	

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和5年度決算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—		
地方卸売市場事業特別会計	—		

報告第15号

明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

明石地域振興開発株式会社の令和5年度の決算書等及び令和6年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第16号

公益財団法人こども財団の経営状況報告のこと

公益財団法人こども財団の令和5年度の決算書等及び令和6年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 17 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和5年度決算）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和5年度の決算書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 18 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する
評価結果報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和 5（2023）事業年度に係る業務実績に関する評価を行ったため、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定に基づき報告するもの。